

緊急災害対策資金(県制度)について

令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨に伴う災害について、当該災害により被害を受けた中小企業者等は県中小企業融資制度「緊急災害対策資金」を利用することができます。

項 目	緊急災害対策資金（県中小企業融資制度）																												
融資対象者	県内で現に営む事業を1年以上継続して営んでいる中小企業者及び組合で、次の要件のいずれかに該当するもの (1)激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第12条に規定する特例が適用されたもの （県内における災害により被害を受けた者に限る。） (2)災害救助法第2条の災害により被害を受けたもの（県内における同条の災害により被害を受けた者に限る。） (3)被災者生活再建支援法第2条の自然災害により被害を受けたもの （県内における同条の自然災害により被害を受けた者に限る。） (4)知事が特に認める災害により被害を受けたもの ※いずれも当該災害と原因を同じくして発生した災害により被害を受けた者を含む。																												
融資限度額	運転設備資金 2,000万円 設備資金 3,000万円																												
利 率	1年以内：年1.75%，1年超3年以内：年1.95%，3年超5年以内：年2.05%，5年超7年以内：年2.25%，7年超10年以内：年2.35%																												
保証料率	融資対象者の欄(1)，(2)，(3) 年 0 %																												
	融資対象者の欄(4)																												
	<table><tr><th>区分</th><th>①</th><th>②</th><th>③</th><th>④</th><th>⑤</th><th>⑥</th><th>⑦</th><th>⑧</th><th>⑨</th></tr><tr><td>保証料率(%)</td><td>1.40</td><td>1.25</td><td>1.05</td><td>0.85</td><td>0.65</td><td>0.50</td><td>0.30</td><td>0.10</td><td>0.00</td></tr></table> ※上記評点を算出できない者の保証料率については、一定料率(年0.65%)となります。 ※担保の提供がある場合は、0.1%引き下げます。 ※鹿児島県SDG s 登録制度の登録事業者、パートナーシップ構築宣言の宣言事業者又はかごしま「働き方改革」推進企業は0.1%引き下げます。										区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	保証料率(%)	1.40	1.25	1.05	0.85	0.65	0.50	0.30	0.10
区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																				
保証料率(%)	1.40	1.25	1.05	0.85	0.65	0.50	0.30	0.10	0.00																				
融資期間	運転設備資金 7年以内（うち据置24月以内） 設備資金 10年以内（うち据置36月以内）																												
償還方法	毎月均等分割			担保			必要に応じて徴求することとする。																						
保証人	必要に応じて徴求する。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない。																												
添付書類	信用保証協会所定の申込資料のほか、以下の書類を添付するものとする。 融資対象者欄の(1)から(4)の災害により被害を受けたことの市町村長，消防署長等の証明書																												